

# 第1章 民法総則

## 第1問 制限行為能力者

制限行為能力者制度について説明せよ。

### 解答例

1 1 制限行為能力制度の意義

2 自ら単独で確定的に有効な法律行為をすることができる能力を行為能力といい、行  
3 为能力が不十分な者を制限行為能力者という。

4 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律  
5 行為は無効となる。しかし、契約当時、意思能力を有していなかったことを証明する  
6 のは容易でない。

7 そこで、民法は、行為能力という概念を設け、行為能力を制限されている者を制限  
8 行為能力者として定型化し、保護者を付けて本人の保護を図るとともに、制限行為能  
9 力者の相手方も警戒できるようにしたのが制限行為能力者制度である。

10 2 制限行為能力者の類型

11 制限行為能力者には、未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人がある。

12 (1) 未成年者

13 未成年者とは、満 20 年に満たない者をいう。その保護者は親権者または未成年後  
14 見人（法定代理人）であり、法定代理人は、①代理権、②同意権、③取消権、④追認  
15 権の権限を有する。

16 未成年者が法律行為をなすには法定代理人の同意が必要とされ、同意を得ないでし  
17 た行為は、原則として、取り消すことができる。ただし、①単に利益を得または義務

18 を免れる行為又は②処分を許された財産の処分、③営業を許された行為は、法定代理  
19 人の同意がなくても、未成年者は単独で有効にことができる。

20 (2) 成年被後見人

21 成年被後見人とは、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者で、  
22 家庭裁判所の審判を受けた者をいう。その保護者は成年後見人であり、①代理権、②  
23 取消権、③追認権の権限を有する。

24 成年被後見人の法律行為は、原則として、取り消すことができる。ただし、日用品  
25 の購入その他日常生活に関する行為については、取り消すことができない。

26 (3) 被保佐人

27 被保佐人とは、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者で、家  
28 庭裁判所の審判を受けた者をいう。その保護者は、保佐人である。保佐人は、①同意  
29 権、②取消権、③追認権の権限を有し、④被保佐人の同意があれば代理権も有する。

30 被保佐人は、原則として、単独で有効な行為をすることができる。しかし、例外と  
31 して、元本の領収、借財、不動産売買など重要な財産上の行為をなすには、保佐人の  
32 同意を要し、同意を得ないでなした行為は取り消すことができる。

33 (4) 被補助人

34 被補助人とは、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な者で、家庭裁判  
35 所の審判を受けた者をいう。本人以外の者の請求により補助開始の審判をなす場合は、  
36 本人の同意が必要である。その保護者は補助人であり、その権限は、保佐人の有する  
37 同意権・取消権・追認権あるいは代理権の中から被補助人の同意をもって選択、決定  
38 される。

39 3 制限行為能力者の相手方の保護

40 制限行為能力者と取引をした相手方は、いつ制限能力者側から取り消されるかわか  
41 らないという不安定な立場にあるため、以下の記述する保護の制度が設けられている。

42 (1) 相手方の催告権

43 制限行為能力者の相手方は、単独で追認できる者（能力者となった後の本人、保佐  
44 人、補助人、法定代理人）に対して、1か月以上の期間を定めた上で、追認するかどうか  
45 を催告することができる。

46 なお、その期間内に確答がない場合には、当該行為を追認したものとみなされる。

47 (2) 制限行為能力者の詐術

48 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、制  
49 限行為能力者は、その行為を取り消すことができなくなる。